「かがわヒノキ」住宅助成事業について

１．制度概要

　香川県産のヒノキ材を住宅に使った際に、県から県産ヒノキ材の購入費用の一部を補助する制度。

　１軒につき10立方メートルを超える県産ヒノキ材を使用した場合は、特別加算を行う。

〇補助対象者

|  |  |
| --- | --- |
| 補助対象区分 | 補助金交付対象者 |
| 新築・増築・改築・リフォーム | 県内に自ら居住するための木造住宅の新築、増築、改築又はリフォームを行う者 |
| モデル住宅 | 認証ヒノキ材※を使用した木造住宅を新築し、モデル住宅として1ヶ月以上の期間で最低８日間公開する、県内に本社事業所を有する工務店等 |

※「認証ヒノキ材」とは、香川県木材認証制度運営協議会（以下「協議会」という。）が「香川県産木材認証制度実施要領」に基づいて認証したヒノキ材をいう。

〇補助金額

　認証ヒノキ材購入助成：「認証ヒノキ材」１立方メートルあたり１万円及び

「認証ヒノキ材」の内装材使用量１平方メートルあたり３千円

　特 別 加 算 ：内装材を除き10立方メートルを超える「認証ヒノキ材」１立方メートルあたり

　　　　　　　　４万円

　展示用品助成：施工中または公開中に、認証ヒノキ材を使用した住宅であることを周知・ＰＲするための展示用品の作成経費、購入経費、賃料等の２分の１以内

　公開経費助成：購入者の決まっている住宅をモデル住宅として一般に公開するために要する謝金や賃料、ハウスクリーニング代等の経費の２分の１以内

　　　上限額：認証ヒノキ購入助成、特別加算及び展示用品助成、公開経費助成を合わせて、１軒あたり50万円。ただし、内装材は１軒当たり30万円。

〇条件

　１．県内で認証ヒノキ材を使用して木造住宅の新築、増築、改築又はリフォームを行うこと。

　２．県税の滞納がないこと。

　３．認証ヒノキ材を３立方メートル以上使用していること又は認証ヒノキ材の内装材使用面積が10平方メートル以上であること。

　４．県内に本社事業所を有する業者が施工すること。

　５．申請年度内の３月15日までに、認証ヒノキ材使用部分の施工を完了すること。

　　＜モデル住宅の場合は次の条件も必要＞

６．認証ヒノキ材を使用している住宅であることを示し、申請年度の３月15日までに１ヶ月以上の期間で最低８日間モデル住宅として一般に公開すること。

＜特別加算の場合は次の条件も必要＞

　７．県又は協議会が開設する県産木材普及用のホームページ、パンフレット等への住宅写真等※の掲載に同意すること。

８．県又は協議会が行う「かがわヒノキ」のＰＲ事業に協力すること。

〇令和７年度　補助金交付申請期間

　令和７年４月１日～令和８年２月13日

 　※予算額を超えた場合は、予算額に達した日をもって受付を終了する。

２．補助金の交付手続きのながれ

　１）工務店等と住宅の建築工事請負契約締結

　２）申請対象部分施工完了の30日前までに、協議会へ交付申請書提出

　　 ただし、４月15日～４月30日の間に完了予定の場合は４月５日までに交付申請書を提出

　３）県から、交付決定通知。

　４）申請対象の施工が完了したら、すみやかに協議会へ実績報告書を提出

　５）協議会による、現地確認

　６）県から補助金額の確定通知

　７）県へ請求書を提出

　８）県から補助金の支払

　９）居住を開始したら、県へ居住開始届提出

３．交付申請手続きの窓口

交付申請書等の書類はそれぞれ下記の提出先まで、郵便または持参して下さい。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 提出書類 | 提出先 | 住所（電話番号） | 持参の受付時間等 |
| 交付申請書 | 香川県産木材認証制度運営協議会 | 〒761-8031高松市郷東町796-71（087-881-9343） | 月～金9：00～16：00休：土、日、祝日8/11～1612/29～1/4 |
| 変更交付申請書 |
| 交付取下げ書 |
| 実績報告書 |
| 請求書 | 香川県環境森林部森林・林業政策課企画政策グループ | 〒760-8570高松市番町四丁目１番10号（087-832-3464） | 月～金8：30～17：15休：土、日、祝日12/29～1/3 |
| 居住届 |

※提出する書類については、写しを取っておいて下さい。

※郵送する場合は、なるべく配達記録などで送って下さい。

＜参考＞

　〇　補助金交付手続きの流れ図



〇　補助金額の算出表

　①構造材等分

|  |  |
| --- | --- |
| 県産認証ヒノキ材使用材積（㎥） | 補助金額 |
| 購入助成（万円） | 特別加算（万円） | 合計（万円） |
| 1万円/㎥ | 10㎥超えた分4万円/㎥ |
| 0 | 0 | 0 | 0 |
| 1 | 0 | 0 | 0 |
| 2 | 0 | 0 | 0 |
| 3 | 3 | 0 | 3 |
| 4 | 4 | 0 | 4 |
| 5 | 5 | 0 | 5 |
| 6 | 6 | 0 | 6 |
| 7 | 7 | 0 | 7 |
| 8 | 8 | 0 | 8 |
| 9 | 9 | 0 | 9 |
| 10 | 10 | 0 | 10 |
| 11 | 11 | 4 | 15 |
| 12 | 12 | 8 | 20 |
| 13 | 13 | 12 | 25 |
| 14 | 14 | 16 | 30 |
| 15 | 15 | 20 | 35 |
| 16 | 16 | 24 | 40 |
| 17 | 17 | 28 | 45 |
| 18 | 18 | 32 | 50 |
| 19以上 | 19 | 36 | 50 |

　※認証ヒノキの材積は小数点第一位（未満切り捨て）ですので、補助金額は千円単位で算出されます。

　②内装材分

|  |  |
| --- | --- |
| 認証ヒノキ材の内装材使用面積（㎡） | 補助金額（万円） |
| 0～9 | 0 |
| 10 | 3 |
| 20 | 6 |
| 30 | 9 |
| 40 | 12 |
| 50 | 15 |
| 60 | 18 |
| 70 | 21 |
| 80 | 24 |
| 90 | 27 |
| 100以上 | 30 |

　※認証ヒノキの面積は整数（未満切り捨て）ですので、補助金額は千円単位で算出されます。

＜補助金額計算例＞

　例①　構造材を5.5㎥　、フローリングを15.5㎡　使用した場合

　　　　5.5×10,000円＋15×3,000円＝100,000円

　例②　構造材を1.1㎥　　腰壁を10㎡　フローリングを10.8㎡　使用した場合

　　　　1.1×10,000円＋（10＋10）×3,000円＝71,000円

　例③　構造材を3.5㎥　　フローリングを6㎡　使用した場合

　　　　3.5×10,000円＋6×3,000円＝53,000円

　例④　構造材を2㎥　　フローリングを7㎡　使用した場合

　　　　⇒構造材が3㎥未満、内装材も10㎡未満であるため、補助対象外

　例⑤　構造材12㎥　　フローリングを60㎡　使用した場合

　　　　12×10,000円＋2×40,000円＋60×3,000円＝380,000円

　例⑥　構造材7㎥　　フローリングを120㎡　使用した場合

　　　　⇒内装材の上限は300,000円であるため、120㎡のうち100㎡までが補助対象

　　　　　７×10,000円＋100×3,000円＝370,000円

〇　「香川県産認証ヒノキ材」とは・・・

　　香川県が平成25年1月に公表した「香川県産木材認証制度のためのガイドライン」に基づき、香川県産木材認証制度運営協議会が平成25年3月に制定した「香川県産木材認証制度実施要領」に基づいて認証されたヒノキ及びヒノキ製品を言います。

　　香川県産木材認証機関（以下「認証機関」という。）として、登録されており、これらの認証機関を通って流通されたヒノキ製品等が該当します。

※最新の認証機関一覧は香川県木材協会のホームページで確認できます。

　https://www.kagawa-mokkyo.com/kensan.php

〇　添付書類について

|  |  |
| --- | --- |
| 交付申請書 | 住宅建設等の工事請負契約書の写（ただしモデル住宅の場合は除く） |
| 認証ヒノキ材使用内訳書（別記様式第３号） |
| 建築確認済証の写または建築工事届出書の写建築基準法（昭和２５年５月２４日法律第２０１号）（以下「建築基準法」という） 第６条第１項第２号及び第４号の申請が必要な木造住宅については、同法第６条第１項の確認済証及び設計図(平面図)の写し。上記に該当しない住宅については、建築基準法第１５条第１項の建築工事届出書第一面～第四面、設計図(平面図)の写し（ただし、リフォームの場合は除く） |
| 住宅建設等の箇所を表示した位置図 |
| 県税及び個人住民税の完納証明書（ただし、モデル住宅の場合は県税のみ） |
| モデル住宅公開実施計画書（別紙参考様式１）（ただし、モデル住宅の場合のみ） |
| その他知事が必要と認める書類 |
| 実績報告書 | 認証ヒノキ材の使用状況が分かる写真（５枚程度）及び建物の全景写真 |
| モデル住宅公開実施報告書（別紙参考様式１）（ただし、モデル住宅の場合のみ） |
| モデル住宅公開時の写真（ただし、モデル住宅の場合のみ） |
| 展示用品の設置状況が分かる写真（ただし、モデル住宅で展示用品助成を受ける場合のみ） |
| 展示用品費の領収書等（ただし、モデル住宅で展示用品助成を受ける場合のみ） |
| 公開経費の領収書等（ただし、モデル住宅で公開経費助成を受ける場合のみ） |
| 認証ヒノキ材納品書の写 |
| 認証ヒノキ材使用内訳書（別記様式第３号） |
| その他知事が必要と認める書類 |

①　住宅建築箇所を表示した位置図

　検査の際に現地が分かるように表示したものとして下さい。道路地図や住宅地図等をコピーしたものでかまいません。

②　県税及び個人住民税の完納証明書

　１）県税の完納証明書

・申請日から３ヶ月以内に発行された県税の完納証明書の原本を添付して下さい。

・香川県県税事務所または各県民センター、中讃税務窓口センターで発行しています。

・証明手数料は１通につき400円（香川県証紙）です。ただし、中讃税務窓口センターでは香川県証紙を販売していませんので、あらかじめ香川県証紙をご準備頂く必要があります。

・その他証明書発行に係る詳細については、香川県県税事務所または各県民センター、中讃税務窓口センターにお問い合わせ下さい。

２）個人住民税の完納証明書

・原則として、９、10ページ（２枚１組）の証明願を市町の税務担当窓口に提出し、発行（申請日から３ ヶ月以内のもの）を受けてください。（これに代えて市町による様式にて証明する場合があります。）

・証明書発行の手数料及び代理請求される場合の委任状については請求先の市町にお問い合わせください。

・証明書が県内市町で発行できない場合や発行できても現住所と違う市町で発行される場合は、その理由が確認できる申請日から３ヶ月以内に発行された住民票又は戸籍の附票（複数回転居・転出の場合）をご提出いただく必要があります。

※ 個人住民税の完納証明書は、市町によっては、市町が発行する下記の書類でも受理

いたします。

|  |  |
| --- | --- |
| 高松市 | 滞納無証明書 |
| 丸亀市 | 滞納のない証明書 |
| 坂出市 | 完納証明書 |
| 善通寺市 | 滞納のない証明書 |
| 観音寺市 | 完納証明書 |
| さぬき市 | 納税証明書（滞納繰越額の欄が0 円となっているもの） |
| 東かがわ市 | 完納証明書 |
| 三豊市 | 完納証明書 |
| 土庄町 | 納税（完納）証明書 |
| 小豆島町 | 納税（完納）証明書 |
| 宇多津町 | 完納証明書 |
| 綾川町 | 完納証明書（課税のある場合）又は滞納なし証明書（課税のない場合） |
| 琴平町 | 滞納のない証明書 |
| 多度津町  | 完納（滞納のない）証明書 |
| まんのう町  | 滞納のない証明書 |

※ 三木町、直島町には、代わりになる証明書はありません。

③認証ヒノキ材納品書の写

　　ヒノキ製品が認証機関から納品された際の納品書の写しを添付して下さい。

納　　品　　書

〒777-7777

〇〇工務店（香川様邸）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　〇〇市〇〇町〇〇-〇

年　　月　　日　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（株）〇〇材木店

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 品名 | 規格 | 数量 | 単価 | 金額 | 摘要 |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
| 合　　計 |  |  |

令和　　年　　月　　日

市町保管用

　　　　市（町）長　殿

申請者　住所（所在）

　　　　氏名（名称）　　　　　　　　　　　　㊞

証　明　願

　「かがわヒノキ」住宅助成事業補助金交付申請のため、個人住民税について、滞納がないことを証明願います。

第　　　　　号

　　上記の者には、令和　　年　月　日までに納期限の到来している個人住民税について、滞納がないことを証明します。

令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　市（町）長

＜備考＞

1．賦課期日（1月1日）現在の申請者の住民登録地の市町にて証明を受けてください。

2．この証明書様式を、窓口に2部（市町保管用、本人交付用）持参してください。

3．この内容の証明を、市町による様式にて証明する場合があります。

4．代理人が申請する場合は、委任状が必要です。

5．証明を受けるには、市町所定の手数料が必要です。

令和　　年　　月　　日

本人交付用

　　　　市（町）長　殿

申請者　住所（所在）

　　　　氏名（名称）　　　　　　　　　　　　㊞

証　明　願

　「かがわヒノキ」住宅助成事業補助金交付申請のため、個人住民税について、滞納がないことを証明願います。

第　　　　　号

　　上記の者には、令和　　年　月　日までに納期限の到来している個人住民税について、滞納がないことを証明します。

令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　市（町）長

＜備考＞

1．賦課期日（1月1日）現在の申請者の住民登録地の市町にて証明を受けてください。

2．この証明書様式を、窓口に2部（市町保管用、本人交付用）持参してください。

3．この内容の証明を、市町による様式にて証明する場合があります。

4．代理人が申請する場合は、委任状が必要です。

5．証明を受けるには、市町所定の手数料が必要です。

